



役場たより

総務係から

町章の制定について

りました。

本町発足以来已に一年有半を数へて参り、県下

第一番に初生声を揚げ合併計画に基く各事業の遂

行には万難を排してその歩みをして参りました。

各家々に定紋がある如く、当町としても「町の

目じるし」が必要であります。が、当町には未だに

決定して居なかつたので何とか淋しさを感じて居

輪之内町報

第六号

発行者 国枝 敬二
発行所 輪之内町役場
印刷所 川瀬印刷KK
中郷 長 市高屋町

社会保障と国民健康保険
国保係から

国民健康保険記念日に際して

一、社会保障の意義
世の中から病気、貧困、犯罪などが一掃できたら

どんなに住みよい世の中になることでしょう。

社会を暗くするものの中でも、病気と貧困とは

隣り合せであり、犯罪の原因でもあります。家庭

に一人の病人が出ると、一家の精神的・苦痛は申

すまでもなく、とても日常業ではない私経

りてこの負担に堪えられないのが、お互の家庭の

実情です。何とかならないものでしようか。この

ような困難に処するには、お互の「協同の力」と

「平素の用意」による外ないという考え方から、保

険の仕組みによって、相互に助け合うことが行わ

れ社会保障という制度ができています。多数の人

が協力して各人でもつて掛金をして置いて、いざ

病気や怪我のためお金がいるという場合には、

その準備された資金で不時の負担を救い合うので

す。憲法第二十五条によつて、すべての国民は健康

で文化的な最低限度の生活を営む権利を持つてお

り、国はすべての生活部面について社会福祉、社

会保障及公衆衛生の向上増進に努めなければなら

ない」と規定されております。

二、国民健康保険制度

工場や事務所に勤めている人に対する、健康

保険法、厚生年金保険法があり、一般公務員、警

察官、学校の教職員その他凡そ労働者といわれる

人々には、すべてそれぞれの共済組合の制度が設

等 岐阜市加納徳川町三六
外に岐阜タイムス社副賞

野村休造氏
和田耕正氏

三等 郡上郡八幡町相生
追て 一等当選意匠については当選者の説明があ

◇九月中に受付けた婚姻は次の通りです。
下大樽新田(夫)近藤喜三 (妻)田中芳子
中郷新田 大薮 (ク)田谷守一
大薮 (ク)小川嘉経 (ク)子安靜子
大薮 (ク)篠田孝 (ク)矢野富子
(ク)大野礼三 (ク)和田笑子
(ク)松浦吾子 (ク)水谷千代子
(ク)服部一二三 (ク)松永高子
(ク)篠田春美 (ク)新田ナハコ
四郷 (ク)山田常雄

計 八名
榆俣新田
杉山宇一(元)
榆俣新田
浅野作平(元)

◇九月中に受付けた死亡者は次の通りです。
榆俣新田
棚橋昭三(元)
福東新田
辻村せつ(元)
浅野作平(元)

人には、すべてそれぞれの共済組合の制度が設

輪之内町報

第16号

昭和30年10月5日

(2)

けられ、これらの制度に加入することになつておらず、医療、助産、埋葬の給付を受けられるだけではなく、養老年金、療疾年金も支給され、老後の生活などが或る程度保障されて、安んじて生活が営めるのであります。勤めの人がない一般国民、つまり農山漁村の人々や一般的な商家などのいわゆる自営者はどんな制度によつて、疾病による私生活の危険を防止する方法がとられているでしょうか。

この一般国民を病氣から護つて、医療の途を与え、安心して働けるようになるのが国民健康保険という制度です。

国民健康保険を初めることになると、特別な者は除いてその市町村の住民全員が加入しなければなりません。かうして市町村は国民健康保険条例の定める処によつて病氣のとき治療を行い、その他お産、死亡などの際、助産手当、哺育手当、葬祭料を支給することになります。いま本県一四〇市町村の中で国民健康保険を行つてゐる市町村の数は一〇九になつております。

三、国民の生きる途は相扶共濟

国民の生活を豊かにするには全国の市町村に国民健康保険が行われ、国民の一人も洩れなく、医療が保証されるようになることが必要です。この制度は云うまでもなく、これから的生活は社会基礎をおくものであつて、これからの生活は社会協同の精神に欠けていては、到底よい生活はできません。また社会の進歩は期し得られないわけです。

四、輪之内町国民健康保険について
当町に於ても国民健康保険条例が制定せられ、いよいよ事業を開始する事が出来るようになつたのは誠に御同慶に堪えない處であります。近く条例並びに細則により皆様方(旧大蔵・福東地区)の御加入を願う事と相成りましたので、其の折には

相扶相濟の精神にのつとり一人も多く此の恩恵を受けられ、より一層健康で明郎なる町を築き上げべく御協力をお願ひいたします。

福東小学校から 学校たより

◇感謝

学校の資料室を經營するにつきまして、教育資料の御寄附をお願い致しましたところ、いろいろの資料を多勢の方々から御協力いたしまして有難うございました。厚く御礼申上げます。

で、今後も、もし御不用のもので教育的価値のあるものがありましたら、子供達の幸福のために御協力下さいますようお願い申上げます。

◇御案内

子供達も父兄の方々にも待つてました。順延)に行います。御家内様捕つて御親類の方々もお連れして御観覧下さいますよう御案内申上げます。

仁木小学校から 十月の生活目標

◎お願い

(一) 来る十月四日頃廃品集めを児童会で申し合せました。売上金は児童会で申し合せた実践事項の掲示板の基金にする予定です。できるだけ沢山お願いいたしたいと思います。

(二) 「お互いにあいさつしますよう」「道は右側を通す」を通りましょ。

明かるい社会を作るために実践事項を児童会で申し合せました。子供達があいさつをしまいたら応答をして下さいますよう。又進んであいさつや右側通行をしつけて下さいますようお願いいたします。

◇お知らせ

五、輪之内町国民健康保険について
当町に於ても国民健康保険条例が制定せられ、いよいよ事業を開始する事が出来るようになつたのは誠に御同慶に堪えない處であります。近く条例並びに細則により皆様方(旧大蔵・福東地区)の御加入を願う事と相成りましたので、其の折には

(一) 遠足は五年以下、期日は十月二十日、目的地は三年以上は養老、二年以下は須賀方面の予定です。往復ともに徒步で行います。(たゞし三年だけ帰り電車)

(二) 六年生の旅行は二十、二十一日の二日間で例年のように伊勢二見方面でロマンスカーを利用します。宿泊所は二見町太田館です。

十月中旬の主要な学校行事

一日	貯金日	始業時刻変更八時三〇分
二日	日曜日	すぐれども授業を行います
三日	南安研究集会(本校会場)	
四日	廃品回収	
五日	郡育友会総会(輪之内中学校にて)	
六日	運動会行演習	
七日	六年旅行出発、五年以下遠足	
八日	母と子の会	
九日	輪之内連合運動会	
十日	祭りで休日	
十一日	運動会	
十二日	六年旅行帰校	

仁木小学校から 十月の生活目標

◎おちついて 勉強しよう。

これは、運動会、祭、遠足など、子どもにとつては、最も楽しい月であります。それだけに生活にはりができ、反面、本を見ることを忘れる悪習慣のつく時であります。しかし時期的に考えても体力も学力も充実させなければならない時であります。

こうした、この月は、特に、次の事に留意して指導して行きたいと考えています。
◆運動会をみんなの力でつなげる。
◆むだ使いをしないで貯金をする。
◆学校でも、家庭でもおちついて勉強する。

実践項目

運動会に、自分の場から勝手にはなれない。ごみをしない。さいごまでがんばる。みんな力をあわせてやる。自分の役目をしつかりやるといつた。子ども達がこうした場で、自分の力で考えて自分之力で行動して、よりよく生活して行くことは、生きて働く学習の力ということだと思いました。お祭がきても、およばれに行つても、ぎょうぎを考える、考えて遊ぶ、こうしたことしつけるにはよい場であります。

遠足も、学力を身につける楽しい場にして行きたいと考えています。

なお、以上の事に、忘れやすいのは、お金と物の問題であります。一円札位なら拾おうともしない世相となりました。「一銭に笑うものは一銭に泣く」お金を大切にしよう。物を大事にしよう。父母に心配をかけないように、さつぱり、きちんとおれば、それが一番りつけだ。こうしたことを考えさせ、行わせて行きたいと思つていてます。

こうした、ねらいを持ち、今月は皆さまと力を更にあわせて、たのもしい子どもに育てたいと願っています。

大蔵小学校から

◇秋は「一年中で一番気候がよく落ち着いて学習出来る好い時だ」と昔から云はれて居るが實際は学校として運動会、祭典、遠足、農繁、クリスマス等と逆に最も落ち着かない時である。

こんな意味に於て行事にとらわれず、みつかりと学習出来る児童に育てるため、十月は勉学の目標を設置したのである。堅実な学習、自主的な行事運営、積極的な子供会、この月はしっかりと問題と取り組んで行きたい。

11. 助け合つて学習する	1. 自習をしつかりする
10. 行事予定	2. 姿勢正しい学習をする
◎十月行事予定	3. 良い言葉で学習する
一日 蟻虫駆除	4. 子供会を立派にし決つた事は必ず守る
三日 南安研究集会（福東）	5. ノートを正しく使用する
四日 職員作業	6. 進んで研究する
六日 運動会練習	7. 自分の意見を活潑に出し人の意見を尊重する
一〇日 氏神祭礼	8. 進んで図書を利用する
一二日 秋季運動会	9. 自分達の力で運動会をする
一三日 貯金日（低学年）	10. 人のための仕事を進んでする
一九日 職員研究会	
二〇日 育友会総会	
二五日 音楽研究会	
二六日 遠足	
二八日 教育研究会	

公民館たより

◇三上先生の講演

去る九月廿六日前夜福東地区を三上和志先生に巡回講演をしていたて來た会員には懇かしい先生の事とて各地区とも聴講者が意外に多く大へん盛會でありました。

仁木婦人会から

◎受胎調節講習会

去る九月廿五日午後一時から仁木小学校に於て

輪内婦人会から

燈園見学

お願いすることになつています。回を重ねて承る程いよくますく味のあるお話を。前回に増して御来聽を待つてあります。

十月十三日午後 仁木地区 福東地区
十四日午前 福東地区

◇公民館に皆さんに読んでいた多く本を沢山購入しました。御来館の節度に利用して下さい。貸出しもいたしますし、近く各地区へ巡回文庫をしたいとも考えています。

婦人会大より

去る九月九日輪内婦人会員五十二名（福東地区十六名、大蔵地区十六名、仁木地区二十名）は公民館から片野・内野両先生、西濃地方事務局教育課の岩田・原両先生の御同行を得て京都東山区山科の一燈園を見学して来ました。かねてお願いがしてあつたので、三上和志先生が園内を隅なく御案内下さいましたし、天香先生から親しく二十分余りも御話を承ることも出来て一同十二分に一燈園の氣分を味いました。もつとも本当に一燈園精神を体得するには宿泊して講習を受けるのがよいですが、この日は朝から曇り空で観光バスが逢坂を越える頃から雨が降り出して、一燈園の中をあるく時にはかなり大降りでした。けれども園内みぐもまで実際に清掃が出来ていて雨に清められた木立の中を繰りてあるく気持ちは本当に聖域とした。

医学博士司世木辰夫先生をお迎えして受胎調節に関する講話会を開催致しました。かねて皆さんから待望されていましたこととて出席者百五十名に亘りました後も個人の質問やら実地指導やらにて皆さんの熱心に先生も大へん喜んでお帰りになりました。

◎農協婦人部役員会
去る九月十日午前九時から仁木農協婦人部役員会を開き午後は新生活運動実践事項について西濃地方事務局の原先生の御指導を受けました。出席役員四十五名。

◎大吉婦人会から

一、大吉婦人会は各グループに依り夫れ／＼行事を執行、去る九月十三日には午前六時に出發して可見郡可見町の修練農場を視察しました。当日下午本巣郡北方町の農事試験場へ廻り場内各所の説明を受け新知識を得て、此の一日は一同有益にして愉快な一日だったと喜んで帰りました。

二、農閑期には毎週土曜日の晩は生花・茶などの稽古をする事になつていますから各々希望者は集つて熱心に盛大に行つています。

◎北屋敷婦人会から

◎戦病死者追弔会
去る九月廿六日に了恩寺に於て北屋敷の婦人会員主催の戦病死者の追弔会を當みました。そして水野徳法師のお説教を承りました。

◎海松婦人会から

去る九月二十日前半にわたり料理講習会を開きました。祭礼用の料理日常一般料理の収穫研究をはじめ子供のやつ葉子の作り方、手軽に出来る洋食の作り方、農繁期栄養料理の研究。

白菊会たより

警察たより

◎銃砲刀剣類等所持取締令の一部改正についてこの六月国会において、銃砲刀剣類等所持取締令が一部改正されましたが、その施行は十月一日の予定になつてゐる。

この改正は從来取締りの対象外にあつた空氣銃や飛出しナイフ等による被害がふえてきてのまゝ放つておくことは危険であるという世論にいたたいて行われたものであります。この改正により新たに

イフ
○刃渡り十五センチメートル未満のあいくち
が取締りの対象となりました。
◎空氣銃の所持許可について
空氣銃については、從来その所持については何ら制限はなかつたが、今度獵銃と同様、各府県公安委員会の許可を受けねば所持できないことになりました。空氣銃をこの許可なく所持しておれば三年以下の懲役五万円以下の罰金に処せられます。この許可の手續については、各受持の派出所に申出していたけれど教示致します。

◎空氣銃及び獵銃等の携帯について

空氣銃は以上のように公安委員会の許可を要ければ所持できるわけであるが、これを自宅においておく場合は別として携帯即ち身につけて持ち歩く場合には直ちに発射できないようにおおいをかぶせたり、容器に入れるなどして持ち歩かなければならぬことになりました。即ち公園や道路などで雀をうつ目的で空氣銃をむき出して持ち歩けば一万円以下の罰金に処せられるということです。野傳法さんの法説を承りました。

編集後記

◎本号にのづいては国民健康保険組合に関する記事は旧大蔵福東地区の方々には是非お読み下さいることをお願いします。
◎今年は未曾有の豊作、嬉しい農繁期が近づきましたが、ここ一ヶ月の農閑期を巧みに利用して各種の行事をすゝめて下さい。